

三井住友銀行の総合振込・給与(賞与)振込・個人地方税納付データ伝送サービス利用規定 (2023年7月改定)

1. 総合振込・給与(賞与)振込・個人地方税納付データ伝送サービス

(1) 総合振込・給与(賞与)振込・個人地方税納付データ伝送サービスの内容

「三井住友銀行の総合振込・給与(賞与)振込・個人地方税納付データ伝送サービス」(以下「データ伝送サービス」という。)とは、三井住友銀行のファームバンキングサービス契約者あるいは株式会社NTTデータを経由して当行との取引に関するデータを授受するサービス(以下「共同CMS」という。)の利用者が占有・管理する端末(以下「端末」という。)を用いた依頼に基づいて行う以下の各サービスをいうものとします。

振込依頼明細(給与または賞与の振込を除く)の総合受付およびその明細に基づく振込手続(以下「総合振込データ伝送」という。)を行うサービス

給与または賞与の振込依頼明細の一括受付およびその明細に基づく振込手続(以下「給与(賞与)振込データ伝送」という。)を行うサービス

個人地方税の納付依頼明細の一括受付およびその明細に基づく納付手続(以下「個人地方税納付データ伝送」という。)を行うサービス

なお、契約者が「三井住友銀行の総合振込・給与(賞与)振込・個人地方税納付データ伝送サービス申込書」(以下「申込書」という。)において接続方式として共同CMS方式を指定した場合は、個人地方税納付データ伝送サービスはご利用になれません。

(2) 使用できる端末

端末は、当行専用端末機ならびに汎用コンピュータ、パソコンおよび他銀行の専用端末機、株式会社NTTデータが提供する「AnserDATAPORT」に接続した端末、「三井住友銀行のファームバンキングサービス申込書兼手数料引落依頼書」にて届け出たVALUX接続IDがインストールされた端末等に限り、ます。

(3) 依頼方法

契約者は、端末を用いて依頼を行うに際しては、契約者が占有・管理する端末より、以下の宛先に依頼内容を送信してください。

契約者が申込書において接続方式として自営方式を指定した場合は当行所定の当行事務センター

契約者が申込書において接続方式として共同CMS方式を指定した場合は株式会社NTTデータ(以下「共同CMSセンター」という。)

(4) サービス取扱時間

データ伝送サービスの取扱時間は当行所定の時間内とします。但し、当行はこの取扱時間を契約者に通知することなく変更する場合があります。

2. 承認暗証の取扱

契約者は、本契約締結後直ちに、申込書に記入した承認暗証を、端末から所定の方法で変更してください。また、承認暗証は、その後も契約者の責任において厳重に管理し、適宜同様の方法で変更してください。この変更手続きによって契約者が当行に通知した承認暗証を、当行に届け出た承認暗証とします。

3. データ伝送サービス

(1) データ伝送の依頼

契約者が申込書において接続方式として自営方式を指定した場合は、総合振込データ伝送、給与(賞与)振込データ伝送および個人地方税納付データ伝送の依頼(以下「データ伝送依頼」という。)は以下の方法で行ってください。

- イ 契約者は、当行所定の事項を記録した依頼明細データ(以下「依頼明細データ」という。)を、当行所定のフォーマットにより、申込書に記載のデータ伝送完了時限までに当行所定の当行事務センター宛送信してください。但し、当行は契約者に事前に通知することなくデータ伝送完了時限を変更することがあります。
- ロ 当行がデータ伝送依頼を受信した場合、当行が認識した企業コード、会社コード、通信暗証および送信暗証が、申込書の企業コード、会社コード、「三井住友銀行のファームバンキング申込書兼手数料引落依頼書」により当行に届け出た通信暗証(以下、「当行に届け出た通信暗証」という。)および送信暗証と一致した場合は、当行は契約者からの依頼とみなします。
- ハ 契約者が、申込書で発信者番号チェックを要とし、かつ回線加入者番号を記載した場合は、当行は前号口に加え、当行が受信した発信者の回線加入者番号と、契約者が申込書において指定した回線加入者番号の一致を確認するものとし、両者が一致しない場合は、前号口にかかわらず、サービスの依頼を受け付けません。(発信者番号チェックの取扱は、端末の種類や接続方式により利用できない場合があります。)

契約者が申込書において接続方式として共同 CMS 方式を指定した場合は、データ伝送依頼は以下の方法で行ってください。

- イ 契約者は、依頼明細データを、当行所定のデータ伝送完了時限までに共同 CMS センター所定の方法で共同 CMS センター宛送信してください。
 - ロ 当行がデータ伝送依頼を共同 CMS センターより受信した場合、当行が認識した会社コードが申込書の会社コードと一致した場合は、当行は契約者からの依頼とみなします。
- (2) データ伝送依頼の確認契約者は、前項のデータ伝送依頼を行った後、直ちに申込書において指定した以下のいずれかの方法で、依頼明細データにおける振込の合計件数、合計金額(以下「合計件数・合計金額」という。)その他の当行所定の事項の確認のための連絡(以下「確認連絡」という。)を行ってください。但し、パソコン・FB 専用端末(パステル)による確認連絡は、サービスや端末の種類または接続方式により利用できない場合があります。

パソコン・FB 専用端末(パステル)による確認連絡

- イ 契約者は、企業コード、会社コード、通信暗証等当行所定の事項を当行事務センター宛送信してください(この送信がなされた端末を以下「送信端末」という。)
- ロ 当行が認識した企業コード、会社コードおよび通信暗証が、申込書の企業コード、会社コードおよび当行に届け出た通信暗証と一致した場合は、当行は契約者からの送信とみなし、前項に基づき当行が受信した依頼明細データのうち、振込指定日(個人地方税納付データ伝送の場合は納付日を指す。以下同じ。)、合計件数・合計金額を、送信端末へ返信します。
- ハ 契約者が、申込書において、発信者番号チェックを要とし、かつ回線加入者番号を記載した場合は、当行は前号口に加え、当行が受信した送信者の回線加入者番号と、契約者が申込書において指定した回線加入者番号の一致を確認するものとし、両者が一致しない場合は、前号口にかかわらず、サー

ビスの依頼を受け付けません。(発信者番号チェックの取扱は、端末の種類や接続方式により利用できない場合があります。)

ニ 契約者は、返信された内容を確認のうえ、依頼内容が正しい場合には、直ちに当行に届け出た通信暗証および事前に当行と取り決めた承認暗証を当行所定の当行事務センター宛送信してください。

ファクシミリによる確認連絡

イ 契約者は、当行所定の依頼書(以下「依頼書」という。)に所定の事項を記入のうえ、申込書の取引店または当行指定のファクシミリ番号宛にファクシミリにより送信してください。契約者は、依頼書を依頼書記載の一連番号順に使用するものとします。

ロ 依頼書が汚染等で使用不能となった場合には、依頼書にその旨記載のうえ申込書の取引店または当行指定のファクシミリ番号宛にファクシミリにより送信してください。また、契約者は依頼書を紛失した場合、当行所定の紛失届を提出してください。

(3) データ伝送依頼の確定

以下のいずれかの場合には、当行は正当な契約者からのデータ伝送依頼が確定したものとみなし、振込指定日に当行所定の方法で振込手続または個人地方税納付手続を行います。

イ パソコン・FB 専用端末(パステル)による確認連絡の場合前項に基づくパソコン・FB 専用端末(パステル)による確認連絡における通信暗証および承認暗証が申込書に記載のデータ伝送完了時限までに当行に到着し、当行に届け出た通信暗証および事前に当行と取り決めた承認暗証と一致した場合

ロ ファクシミリによる確認連絡の場合前項に基づく依頼書が申込書に記載のデータ伝送完了時限までに当行に到着し、依頼書記載の一連番号が正当な順序であり、かつ依頼書記載の会社名、振込指定日、合計件数・合計金額および払出口座と申込書の会社名、上記(1)に基づき当行が受信した依頼明細データにおける振込指定日、合計件数・合計金額および払出口座が一致した場合

前号のデータ伝送依頼の確定後はデータ伝送依頼の取消・変更はできません。

(4) 振込資金および振込手数料等の引落

当行は、契約者が支払うべき振込資金および振込手数料(個人地方税納付データ伝送サービスの場合は納付資金および納付手数料を指す。以下同じ。)を、普通預金規定(総合口座取引規定を含む。)、当座勘定規定、納税準備預金規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カードまたは当座小切手の提出なしに、申込書の払出口座より引落します。

前号の引落は、振込または納付の依頼が確定後、当行所定の方法により行います。但し、振込手数料の支払方法につき、申込書で「所定の日に一括」を指定している場合の振込手数料は、当行所定の日に自動的に引落します。

振込資金および振込手数料の引落ができなかった場合(払出口座の解約、差押など正当な理由による支払停止等の場合も含む。)、当該データ伝送依頼は取り消されたものとして取扱います。

4. 組戻し

データ伝送依頼の確定後にデータ伝送依頼の取消・変更が必要な場合は、当行は契約者から当行所定の組戻依頼書の提出を受けたいうえ、組戻手続を行うものとし、この場合、当行所定の組戻手数料(消費税を含む。)をいただきます。

5. 免責事項

- (1) 通信手段の障害等当行の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通により、取扱が遅延または不能となった場合、もしくは当行が送信者の電話番号を確認できないことを理由にサービスの依頼を受け付けられない場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 端末の不正使用等以下の場合、当行は送信者を契約者とみなし、通信ソフト、端末、通信暗証等につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、責任を負いません。

当行がデータ伝送依頼を受け付けた際、送信された企業コードおよび通信暗証等と申込書の企業コードおよび契約者が当行に届け出た通信暗証等との一致(契約者が申込書において接続方式として共同CMS方式を指定した場合は、送信された会社コードと申込書の会社コードとの一致)を確認して取扱いをした場合

当行がパソコン・FB専用端末(パステル)による確認連絡を受信した際、送信された通信暗証および承認暗証と、当行に届け出た通信暗証および事前に当行と取り決めた承認暗証との一致を確認して取扱いをした場合

- (3) 依頼書の不正使用等当行がファクシミリによる確認連絡を受信した際、ファクシミリにより送信された依頼書記載の会社名と申込書の会社名が一致していることおよび依頼書記載の一連番号が正当な順序であることを確認のうえ取扱った場合には、当行は送信者を契約者とみなし、依頼書に偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (4) その他災害・事変・裁判所等公的機関の措置等やむをえない事由があった場合、または、当行以外の金融機関等(共同CMSセンターを含みます。)の責に帰すべき事由により生じた損害については、当行は責任を負いません。

6. 解約等

- (1) 解約方法本契約は当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。解約の通知は書面によるものとします。
- (2) 解約通知の発送当行が解約の通知を届出の住所宛にあてて発信した場合に、その通知が受領拒否等の事由により契約者に到着しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (3) 払出口座の解約申込書の払出口座が解約されたときは、本契約で当該口座に関する部分は解約されたものとみなします。
- (4) サービス中止の事由契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本契約の効力の全部または一部を中止することができるものとします。

3ヶ月以上にわたりデータ伝送サービスの利用がない場合

契約者が当行との取引約定に違反した場合等当行がサービス中止を必要とする相当の事由が生じた場合

- (5) サービス解約事由契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本契約を解約することができるものとします。

当行に支払うべき本サービスの手数料を2ヶ月連続して支払わなかったとき

支払いの停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があったとき。契約者の財産につい

て仮差押、保全差押、差押または競売手続開始があったとき。

手形交換所の取引停止処分を受けたとき

住所変更の届出を怠るなどにより、当行において契約者の所在が不明となったとき

7. 届出事項の変更等

(1) 届出事項の変更

暗証番号、払出口座番号等届出事項に変更がある場合には、契約者は、当行所定の書面により申込書の取扱店宛直ちに届け出るものとします。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) 変更事項の届出がない場合の取扱い

前項に定める届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または当行が送付する書類等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべきときに到着したものとみなします。

8. 規定の準用

本契約に定めない事項については、三井住友銀行のファームバンキングサービス利用規定、共同CMS利用規定、振込規定、普通預金規定(総合口座取引規定を含む。)、当座勘定規定、納税準備預金規定により取扱います。

9. 契約期間

本契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

10. 規定の変更

- (1) 当行は本利用規定の変更が必要であると判断した場合には、当行ホームページへの掲載等、その他相当の方法で契約者に変更内容を公表することにより、本利用規定の内容を変更できるものとし、変更後の本利用規定は公表の際に定める1週間以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとし、変更後の本利用規定は公表の際に定める1週間以上の当行が相当と認める期間内にその旨を当行に通知するものとし、当行がこの変更不同意旨の通知を受領しない場合には、変更不同意であったものとみなします。また、変更不同意旨の通知があった場合には、当行は事前に通知することなく本契約を解約することができるものとし、
- (2) 本利用規定が店頭配備の申込帳票その他の書面に印字されている場合には、最新の本サービス、本利用規定の内容を反映していないことがあります。そのため、契約者は、本サービスの申込みおよび本サービスの利用にあたり、事前に当行ホームページに掲載された最新の本利用規定をご確認ください。

< 振込人はっきりサービスに係る特約 >

- (1) 契約者が申込書において振込人はっきりサービスの利用を申し込んだ場合、当行は契約者が当行所定の方法で振込データに付加した補足情報を、当行所定の方法で振込依頼人名に付加して振込手続をおこなうものとし、なお、本件に関して万一紛議が生じても、当行は責任を負いません。
- (2) 契約者が振込人はっきりサービスの利用を申し込んだ場合には、契約者は「EDI 情報サービス」に関する「EDI 情報」の送信はできません。

以上